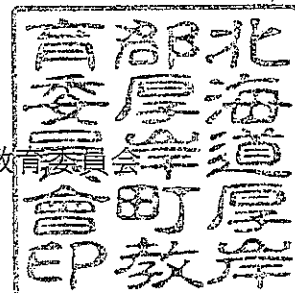


厚岸町教育委員会規則第4号

厚岸町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月22日

厚岸町教育委員



厚岸町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

厚岸町教育委員会事務局処務規則（平成14年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、生涯学習課に社会教育主事」を削り、同項の次に次の1項を加える。

- 4 生涯学習課に社会教育主事を置き、必要に応じて、社会教育主事補を置くことができる。

第4条第7項の次に次の1項を加える。

- 8 社会教育主事補は、社会教育主事を補助する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の厚岸町教育委員会事務局処務規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。